

国民年金だより



◆11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用して、将来の生活設計について考えてもらう日として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金の見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？
↓ねんきんネットは、以下のQRコードから登録し、利用できます。



◆令和7年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、社会保険料控除の一つで、その年の課税所得から差し引くことにより、所得税や住民税の負担を軽減することができます。

控除の対象は、その年に納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も控除の対象になります。

控除の適用を受けるためには、年末調

令和7年分控除証明書の送付時期

対象者	送付方法	送付時期
令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて
	郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に保険料を納付された方	電子送付	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬

整や確定申告の際に、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」又は領収書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

●年末調整を行う方へ

勤務先で年末調整を行う方は、「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記載の上、勤務先に控除証明書を提出してください。

●確定申告を行う方へ

自営業者や年末調整を行わない方は、確定申告で国民年金保険料控除を申請することができます。

【便利な手続方法】

勤務先が年末調整の電子化に対応している方やe-Taxを利用して確定申告をしている方は、控除証明書の電子送付の利用が便利です。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に年末調整や確定申告することが可能になります。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うとマイナポータルのお知らせで、電子版の控除証明書を受け取ることができます。ただし、電子送付の登録をした場合は、控除証明書が郵送されなくなりますのでご注意ください。

◆国民年金保険料を納付していない期間がある場合

保険料を納付していない期間がある場合は、お手元の納付書で納付ができます。

納付書がない場合は、再発行が可能ですので、旭川年金事務所ご連絡してください。

◆年金事務所への年金相談や手続の際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続について、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」又は旭川年金事務所にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎26-9026
日本年金機構旭川年金事務所
☎0166-25-5606

